

病後児保育事業について

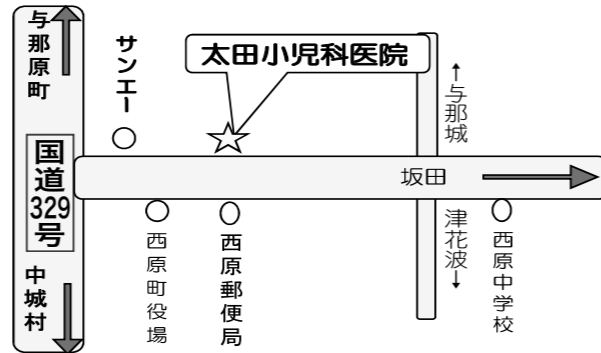
この事業は、保育所に通所中の児童が病気の回復期にあたるため集団保育が困難な期間、一時的にその児童を預かり保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的としています。

☆実施施設

医療法人ひまわり会 太田小児科医院
西原町字小橋川164番地の2 ☎946-5081

☆利用方法

利用を希望する保護者は、事前に福祉部福祉課で利用登録をお願いします。申請書は福祉部福祉課にあります。利用時は、利用申請書を直接施設へ提出してご利用ください。
※登録期間は、申請日から平成24年3月31日までになっています。平成24年4月以降も利用する場合、4月より新たに利用登録が必要になります。



☆利用時間

	月	火	水	木	金	土	日
午前	8時半～5時半まで			8時半～12時まで	8時半～5時半まで	8時半～3時半まで	×
午後	8時半～5時半まで			×			

☆利用料金

- ①保育料 2,000円 (1人当たり日額)
- ②食費 500円 (半日利用の場合は、保育料は半額になります。)

※ただし、次のいずれかに該当する方は、保育料の免除が受けられます。福祉部福祉課まで申請をお願いします。申請がない場合、保育料が免除にならない場合がありますのでご注意ください。
(1)市町村住民税非課税世帯 →保育料一部免除(1,000円)※半日の場合は半額
(2)生活保護世帯 →保育料全額免除

☆対象児童

- 西原町に居住する者で次のいずれかに該当するもの
- ①保育所に通所している児童で、病気の回復期にあるため集団保育が困難な児童で、かつ、保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により家庭で育児を受けることが困難な者。
- ②保育所に通所している児童ではないが、①と同じような状況にある児童(小学校低学年児童等を含む)。

☆対象となる病気

風邪、消化不良症(多症候性下痢)、麻疹、水痘、風疹、喘息等

お問い合わせ

福祉部 福祉課 子育て支援係
TEL:098-945-5311



「地域力」と健康との関連についての調査のお知らせ

福祉部健康推進課と琉球大学大学院保健学研究科では、地域住民を中心に行政、大学が協働で、地域住民が健康で安心して暮らしていけるような生活環境やまちづくりの実現を目的とした、「地域力」と健康との関連に関する調査を実施します。

調査は、西原町にお住まいの20～80歳の方から無作為に抽出した約8000名を対象にアンケートを実施します。ご多忙などお手数をおかけしますが、本調査の趣旨をご理解いただき、調査票の郵送があった場合、調査へのご協力をお願いします。

なお、本調査は名前を記入する必要がなく、完全に匿名化されるため、調査情報からあなた個人が特定されることは一切ありません。

お問い合わせ 福祉部健康推進課 ☎945-4791 (内線 157～160)
琉球大学医学部保健学科 ☎895-3331 (内線 2620、2619)

平成24年度の保育所入所申込みをされたみなさまへ

“源泉徴収票”・“確定申告書”提出のお願い

保育料は、保護者の所得税によって計算されます。下の表をご覧くださいの上、平成23年中の所得がわかる源泉徴収票又は確定申告書の提出をお願いします。期限内に提出がない場合は**最高階層での保育料**が計算されます。提出漏れがないよう、ご注意ください。

○平成24年度の保育料は、扶養控除廃止前の所得税額で計算します。そのため、扶養しているお子さんの人数確認が必要です。源泉徴収票及び確定申告書の写しを提出する際に、「扶養人数確認表」の記入をお願いします。在園児については、保育所で配布します。

平成22年度の税制改正により、税の証明書類の様式が変更になる可能性があります。しかし、その様式が一部発表されていないため、扶養の人数がどのように記載されるか定かではありません。そのため、必ず扶養人数の確認が必要になります。

※申告期間は平成24年2月16日(木)から始まります。

申告時は大変な混雑が予想されます。早めに申告し、申告書写しをもらって、下記の期限内に必ず福祉部福祉課保育所係へ提出してください。(申告書の写しを提出しないと、保育料の計算ができません。)

申告の状況	税の証明書類
●勤め先に勤務の方(会社が申告)	「平成23年分給与徴収票」(年末調整済のもの) 提出期限:平成24年1月20日(金)
●確定申告をしている方(税務署で申告)	「平成23年分所得税確定申告書」の写し(税務署受付印のあるもの) 提出期限:平成24年2月22日(水)
●町民税申告をしている方(西原町役場で申告)	「平成24年度町民税申告書」の写し(税務課受付印のあるもの) 提出期限:平成24年2月22日(水)

期限は終了していますが、未提出の方は至急提出をお願いします。

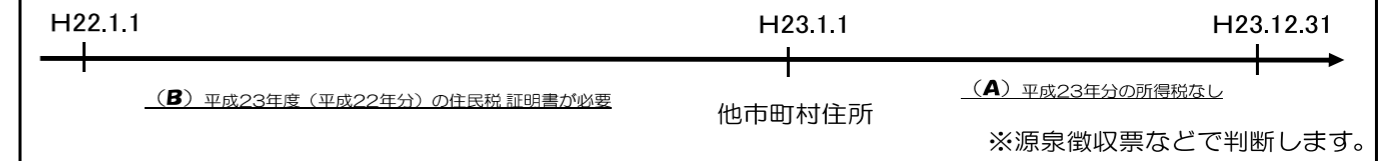
※扶養に入っている方でも、収入のある場合は必ず上記「税の証明書類」を提出してください。(収入の全くない方で扶養に入っている方は、申告の必要はありません。)

※保護者の方で、同居・別居を問わず、祖父母や兄弟姉妹等の扶養に入っている場合は、その方の税の証明書類を提出してください。

※源泉徴収票に記載されているもの以外にも、不動産収入やその他事業などの収入がある方は、確定申告をした際の申告書の写しを提出してください。

★平成23年1月1日時点で他市町村に住んでいた方へ★

平成23年分(H23.1.1～12.31)の所得税が非課税の方(A)は、平成22年分(H22.1.1～12.31)の住民税課税証明書(B)が必要になります。まだ提出していない方は、前住所の市町村役場よりお取り寄せください。



お問い合わせ：福祉部福祉課保育所係 ☎945-5311

2月保健事業日程

月日	曜日	事業名	対象者	実施場所	使用室	受付時間
2/1	水	ベビースクールⅠ	H23.8.2生まれ～H23.10.2生まれ	中央公民館	調理・和室	13:30～
2/8	水	ベビースクールⅡ	H23.8.2生まれ～H23.10.2生まれ	社会福祉センター	大広間	13:30～
2/9	木	3歳児健診	H20.9.19生まれ～H20.10.17生まれ	中央公民館	ホール・控室・和室・幼児室	13:30～14:15
2/12	日	あがりティーダウォーキング	関心のある方	あがりティーダ公園		8:30～
2/16	木	ベビースクールⅢ	H23.8.2生まれ～H23.10.2生まれ	坂田児童館	プレイルーム	10:00～
2/16	木	1歳半健診	H22.6.6生まれ～H22.7.7生まれ	中央公民館	ホール・控室	13:30～14:15
2/22	水	ベビースクールⅣ	H23.8.2生まれ～H23.10.2生まれ	西原町図書館		13:30～
2/27	月	BCC	3ヶ月～6ヶ月未満	沖縄県総合保健協会		15:30～16:00
3/1	木	2歳児歯科健診	H21.9.3生まれ～H21.11.30生まれ	中央公民館	ホール・控室	13:30～15:00
3/8	木	3歳児健診	H20.10.18生まれ～H20.11.15生まれ	中央公民館	ホール・控室・和室・幼児室	13:30～14:15